

## 品川区地域自立支援協議会意見一覧

No	章	ご意見
1	計画 全体	積極的な一般就労への移行の取り組みと同時に一般就労に移行後に何らかの理由でうまくいかず辞めてしまうケースも増えていると思います。私どもの就労継続支援B型としても、そうした方々への受け皿としての役割も年々大きなものになっていると感じます。このあたりの課題について区の考え方や取り組みについてどう考えていらっしゃるかお伺いしたいと思います。また一方でB型施設として特別支援学校の卒業生を受け入れ着実に一歩ずつトレーニングや支援を重ね、できることを増やし課題を解決していくことで数年後に一般就職し長く定着している具体的なケースもあります。少し時間をかけてもひとつずつ積み重ねていくことが最終的に大きな成果につながっていくことも何らかの形で発信していきたいと考えます。
2	計画 全体	障害者計画における施策の柱に対する中期の事業展開、では、第5期障害福祉計画第1期障害児福祉計画では（前期）、〇〇〇〇に取り組みました・〇〇〇〇について検討しました・〇〇〇〇を行いました等、事業展開したことに絞った表記でしたが、今回の中期では、前期同様に展開したことは当然記載はされていましたが、各項目に必ず現在は・・・が求められているといった記載がある。この部分は今期の主要テーマと今後の取り組みに記載すべきではないか。事業展開できたことと、今後の課題はしっかり分けて記載したほうがわかりやすい。
3	計画 全体	5期障害福祉計画・1期障害児福祉計画と今回の計画がつながっているべきかと思うが、それぞれが単独に立案されていることが多く、はっきりと課題が浮かび上がってこない。5期で課題だったことが、どこまで解消できたのか、またできなかったのかを6期では明らかにし、その先の展開をどう具体的に取組もうとしているのか？新たな課題ではあるのか、ないのか？をはっきりさせることが必要と思う。例えば、5期においてP31で<取組みの方向性>の中に、医療的ケアの必要な重症心身障害児者等については、通所施設や短期入所において医療ニーズの高い利用者を安全かつ安定的に受け入れるための体制整備と、家族支援のためのレスパイト支援を進めていきます。・・・と記載されているが、現在どこまで体制整備ができていて、まだできていない所が何なのか今期の課題となり、そのためにどう展開していく計画なのかをはっきりさせていかないと、計画がその場しのぎのものとなり、結果的にいつになっても進んでいかないのではと暗澹たる思いに駆られる。

No	章	ご意見
4	計画全体	第三期障害児福祉計画検討の際は、自立支援協議会「子ども支援部会」での議論と連動できると良いと思います。現場のニーズを反映できるようにお願いします。
5	1章	図表1-2 R3~R5【5年】→3年ではないか。
6	1章	4、計画の推進体制→「品川区障害福祉計画推進委員会」において計画の進捗状況の検証とあるが、この委員会は「地域自立支援協議会」とは別に設置するのか。
7	2章	第2章 障害者の現状について→当然ご準備されていると思いますが、令和2年度の統計を入れてください。計画策定と取組の成果が表れるのではないかと期待しています。特にここに掲載されている推移によっても精神障害者への取組の成果が出てくると推測しています。取組の評価をどうとらえるか参考になるとと思います。※P31 中期の事業展開の項の<6. 精神障害者への障害福祉事業、対象拡大
8	2章	医療的ケアに関しては18歳未満のデータしか掲載されていないが、18歳以上についてもデータを掲載してもらいたい。
9	3章	障害のある当事者の重度化高齢化の課題においては、これまで支えてこられた親御さんにも同様に高齢化に伴う課題が出ています。そのため「世帯」としてどう一体的な支援を行っていくかが大切です。また、この点において高齢分野のサービスに係る方を含めた連携、コミュニケーションや情報をどう取っていくのかひとつの支えるチームとして機能させていけるか、ここが大切だと思います。職員個々の力量に左右されるのことがない、しくみづくりが必要だと思います。また、当事者・親御さん双方について後見制度活用も必要となるケースも多く、この場合、社会福祉協議会の成年後見センターでは、これまで同様に対応していけるとと思います。
10	3章	<1. 相談支援体制の充実>の部分で示された相談支援事業所の整備を促進するため、補助制度を創設し、新たに設置された事業所の数について記載されているが、まず令和2年度の設置数が、●ヶ所になっており、全体像が見えない。（これは3月時点の数値が後日明記されるものと理解しているが、会議が開催されていない、書類のみの確認なので、できれば配布現在の数を入れてほしい。）
11	3章	ここ数年相談支援事業所が新たに開設されているが全体として、また将来に向けて、どういう「ビジョン」をもって整備していくのかについて、さらに具体的に明示していただければと思います。（また開設の情報を早めに提供いただければ助かります。）また、相談事業所だけでなく他のサービス事業所においても民間の参入も増えており、区の施策へ反映し、一定のネットワークや連携の構築をすすめていけるかご尽力いただければと思います。

No	章	ご意見
12	3章	外出支援一層充実、今以上に支援をいただきたい。様々な社会活動に障害者が積極的に参加できる環境作りが求められている。行政側の立場としてぜひ願いたい。
13	3章	就労機会の拡充、就労支援体制の充実⇒P43② `企業への働きかけ、との関連性が述べられておらず、従来型の就労支援施策への言及のみに止まっており、もったいないと思う。これらの点について、国でも「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」の報告書がまとめられている。 < <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00679.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00679.html</a> > 一般雇用での短時間や在宅・テレワークでの雇用について、9ページ以降、かなりの紙面を割いてその推進について言及されているほか、この報告書をもとに、精神障害者に対する特定短時間給付金も設立されている。 < <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000587504.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000587504.pdf</a> >
14	3章	遠隔手話通話サービス⇒遠隔手話通訳サービスに訂正「遠隔手話通訳サービス等を利用した聴覚障害者の意思疎通支援体制の強化事業の実施について」（令和2年5月18日 日障発第0518第1号厚生労省社会・援護局障害保健）福祉部長通知）改正障発0129第2号令和3年1月29日によると、実施主体は市区町村と明記され、補正予算が組まれています。タブレットを配置して終わりではなく、通訳ブースやシステム初期導入費用を補助するとあります。コロナ禍の中にあっては庁内各課や区内施設のみならず、病院やあらゆる生活の場面において、遠隔手話通訳サービスが必要です。地域の登録手話通訳者が対面同行通訳出来ない場合（聴覚障害者がコロナ感染により入院した場合や、感染の疑いがあり通院する場合）や、災害時における避難所での通訳にも活用できる「遠隔手話通訳サービス」を構築してください。
15	3章	今後の取組については、取組のたまかな年度や担当部署の記載等は難しいでしょうか。
16	3章	「自分らしく自己決定し、活動しやすくするための環境調整を行うとともに、障害者が自立する力を得られるよう支援」とは、具体的にどのように行うのでしょうか。
17	3章	「重症心身障害者・医療的ケアに対応できるよう、障害福祉サービス等事業所の整備促進および拡充を図ります」とは、具体的にどのようにやるのでしょうか。
18	3章	事業所整備の促進とは、何の事業所整備なのでしょうか。
19	3章	区内にある事業者に「新たな事業」を展開するよう働きかけるとは、どのような事業なのでしょうか。

No	章	ご意見
20	3章	意思決定支援に配慮した相談支援とは、誰が実施するのか。
21	3章	「老障介護などの高齢障害者が抱える課題」の意味が違う。
22	3章	成年後見制度を活用できるよう支援とは、どうやって行うのか。
23	3章	関係機関等と連携して障害者虐待の早期発見・防止のための迅速な対応と的確な支援⇒虐待防止委員会の設置促進
24	3章	重症心身障害児者・医療的ケアが必要な方の地域生活を支えるため、医療機関などとの連携とは、誰が実施するのか。
25	3章	相談支援事業所連絡会を開催とは、誰が開催するのか。
26	3章	相談支援体制の強化→相談支援事業所連絡会と相談支援システムネットワークとは、具体的にどのような内容なのでしょうか。
27	3章	重症心身障害、強度行動障害、医療的ケアなどに対応できる専門的人材の育成を図るとは、どのように行うのか。
28	3章	福祉カレッジにおける人材育成研修の充実とは、どのような研修なのか。
29	3章	多くの方が研修に参加できるように事業所との協働による人材確保に向けた方策を検討とは、何なのか。
30	3章	地域全体の支援の質の向上とは、どのようなことをするのか。
31	3章	災害対応・感染症対応が一つの項目にくくられているが、新型コロナウイルス感染拡大が大きき問題となっている今、災害対応と感染症対応はそれぞれ独立させ、計画もより具体的に出してもらいたい。災害対応についても進められていない大きな課題だと感じている。福祉避難所の在り方について、事業所の意見を聞きながらとあるが、障害当事者や家族からも意見を聞かないとならないと思う。
32	3章	阪神淡路大震災や東日本大震災の時、避難所を出て倒壊の危険のある自宅に戻った聴覚障害者がいます。理由は、行動に伴い発生する生活音（足音など）や息づかいなどの生理的な音に対し、周囲の冷たい視線に耐えられず避難所を出たそうです。避難所において、聴覚障害者が孤立することのないよう聴覚障害者の支援拠点避難所を整備してください。また、防災備品についても聴覚障害者への情報保障に配慮した備品の配備もお願いします。

No	章	ご意見
33	3章	新型コロナウイルス感染症に伴う対応で、障害福祉サービスへの支援金や検査受診、衛生用品配布など、大変感謝しています。PCR検査については、他区の事例のように、必要なタイミングで施設として検査受診ができるよう費用補助等を検討してほしい。またGHなど医療職が配属されていない施設などは、医療職のアドバイスや派遣などがあるとよいと思います。
34	3章	行政側として想定できることは十分障害者の意見を聴取してほしい。「私の友和会」としては障害者自身が地域でお祭りや防災訓練があるときは参加し、隣近所、町会の居住地に「障害者」が居ることの存在を知ってもらわなければならないと考えている。
35	3章	発達段階やライフステージに応じて適切な支援を行えるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制構築に向け、検討・推進とは、どこで検討するのか。
36	3章	「障害児のライフステージに応じて」「切れ目のない一貫した支援」とあります。例えば、中学までは区立、特別支援学校は都立、卒業後は福祉サービスとなった場合、支援などの情報が途切れたり、うまく引き継がれなかったりする場合があります。相談支援体制などの充実により、切れ目のない一貫した支援がライフステージのどの段階においても実現できる体制づくりが必要だと思います。教育から福祉、教育から就労に移行する際は、環境が大きく変化します。より丁寧な連携が必要だと感じます。
37	3章	障害児通所支援において、質を担保しつつ、引き続き事業所を増設とは、どのように質を担保し、誰が事業所を増設するのか。
38	3章	保護者同士が交流できる機会の提供ができるよう支援を進めるとは、どこでどうやって誰が行うのか。
39	3章	都立ろう学校に進学し卒業した場合、卒業後社会生活への移行期における支援につながらない現状があります。例えば品川区の障害者就労支援センター『げんき品川』を訪問しても、聴覚障害についての理解・専門性がなく、ろう学校の進路指導の教員が支援移行に努めてもなかなか連携ができない、支援に繋がらないなどの現状があります。聴覚障害者のろう学校卒後から社会生活への移行において、一貫した支援ができるような体制を構築してください。
40	3章	発達に支援が必要な子どもとその家族が差別や偏見、不平等、不利益を受けないよう合理的配慮の理解を促すとは、誰に対して行うのか。

No	章	ご意見
41	3章	重症心身障害児・医療的ケア児の家族が抱える生活や医療に関する不安や悩みを解消するため、看護師による相談業務を実施とあるが、どこで行うのか。
42	3章	「医療的ケア児の保育園申込み～知識、技術等の習得に努めています。」は現状。⇒受け入れや緊急時の対応等を個別に検討とは、どこで行うのか。
43	3章	障害児の地域社会への参加や包容について⇒地域住民の理解促進を図りますとあるが、行政指導による理解はどんなものか知りたい。私は地域生活で絶対に欠かせない「任意団体・町会・自治会」と協働していくべきと思っています。今までも「障害者記念」「障害者福祉まつり」がどれ程効果があったか知りたいものです。
44	3章	「多様な就労支援」の「ハローワークや東京障害者職業センターによる技術的・専門的な助言や援助の活用」について、すでに品川区としてこれらの専門機関から助言や援助を受ける機会を確保したということでしょうか。それとも、これらの専門機関の通常の機能を活用しようということでしょうか。
45	3章	(3) 社会参加の促進→この点は今後ぜひ重点として挙げたいです。「多様な就労支援」「企業への働きかけ」はとても重要で必要と考えます。
46	3章	多くの方が研修に参加できるよう事業所との協働による福祉人材確保に向けた方策を検討とあるが、何をどうやって誰が検討するのか。
47	3章	企業に対して障害者の受入に関する相談や、職場での障害者理解の促進を働きかけるとは、誰が企業に働きかけ、誰が相談を受けるのか。
48	3章	企業への働きかけは、品川区・就労支援部会・就労支援センターなどが連携して取り組めると良いと思う。セミナーの開催や個別相談会（オンライン含め）等、多様な働きかけを検討していけるとよいと思う。
49	3章	コミュニケーションに役立つ情報機器やソフトなどの紹介、活用法の講座はぜひ開催してください。『電話リレーサービス』『遠隔手話通訳サービス』や『zoom』などのオンライン会議システム、また音声を変換するアプリ『UDトーク』『こえとら』など、コミュニケーション保障に役立つ情報機器やソフトの活用法について支援してください。
50	3章	②企業への働きかけ⇒「短時間就労などの多様な雇用形態の導入」について触れていただいている。また、精神障害者手帳取得数や難病のある方の増加、それらに関連する地域連絡会や地域協議会が設立されている。一方でそれらの障害に関しての社会参加支援の出口については言及がないように見受けられる。

No	章	ご意見
51	3章	①スポーツの推進で、区立スポーツ施設や学校施設開放により・・・とあるが、プールについて車椅子利用の重度障害児者は、全く利用できない環境です。区内の重症心身障害児者が都立北療育医療センター城南分園の温水プールを活用し、水の中では普段動かすことができない動きができ、心身共にリラックスしリハビリ効果は計り知れないものがありました。しかし、一昨年11月からエレベーターの改修工事でしばらく利用が中止され、それに引き続き新型コロナ感染拡大で、現在も利用中止が続いています。そのため昨年、区内の温水プールを調べましたが、どこも利用できる条件が整いませんでした。重度障害者が楽しめる数少ないスポーツの一つである温水プールでの水泳も、区内の既存の施設ではできないという現状を、関係機関と協議してもらいたいと願います。
52	3章	障害者週間のイベントについて、当事者・家族や障害者福祉の関係者等の参加は多くありますが、区民への障害者理解につながるような参加の形になっているかどうかご検討いただきたいです。多くの区民の障害理解につながることを期待します。
53	3章	体制整備に向けた取り組みは、体系全体をイメージしながら読めば理解できるが、一般の人にとっては、取り組みが羅列してあるだけに見えてしまうと思います。
54	3章	「精神保健福祉地域連絡会」「品川区精神連絡会」は、どのように開催されているのでしょうか。役割が違うと思ったため質問します。
55	3章	移動支援従事者⇒移動支援従業者（正式名） ではないでしょうか。
56	3章	手話言語条例について、手話はろう者の言語です。①小中学校の授業に「手話と聴覚障害の理解」の時間をいれてください。②町内会の防災訓練等の機会をとらえて、その地域の聴覚障害者が参加する「手話学習会」等を開催してください。
57	4章	施設入所者の地域生活への移行について、協議会で地域移行の仕組みづくりを検討するべき。また、待機者数は、何人なのか。
58	4章	「精神障害者の地域生活を支えるための社会資源などの誘致」が、具体的にスモールステップの目標を立てないと難しいと感じています。特に医療体制のバックアップが確立していないと、状態が悪くなった時の備えのない中で取り組むこととなります。

No	章	ご意見
59	4章	「※区市町村障害者就労支援事業を含む目標値です」について、「区市町村障害者就労支援事業」という言葉はここでしかでてこない。わかりにくいようであれば、簡単な説明があるとよいと思う。
60	4章	(2) 成果目標では、各目標項目に対する「基準値」について、どのような形で割り出しているか教えていただきたいです。
61	4章	就労についての成果目標を示しているが、国の「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」で述べている、「2. 多様な希望や特性等に対応した働き方の選択肢の拡大」にある①～③の検討について言及があると良い。数値目標そのものにいれなくて入れなくても良いかと思いますが、`精神障害や難病、重度障害などのある人々の労働社会での社会参加拡大を留意し、一般企業での短時間労働やテレワークなど、多様な働き方の推進を考慮した上で、これらの取り組みを行うこと。と言った言及があっても良いのではないかと考える。
62	5章	訪問系サービスの実績および見込量とb見込量の確保等にあって⇒人材不足については共有できていると感じるが、研修や質の向上の強化を図るだけでは難しい状況になっていると感じる。利用希望する方はヘルパー不足で利用できていない現状をもっと区として抜本的な改革を早急に進める必要があると思う。この文章だと研修を積極的に実施すると人材が確保できると理解できるが、毎日ハードな中で、もっと研修を受けるのはとても大変なことではないか。
63	5章	サービスの見込み量は、おそらく新規利用者の見込みのみ見ていると思われるが、通所系の利用者は40歳以上が半数を超えている実態があり、今後毎年利用サービスの変更や終了が一定数あると思われます。現利用者の今後の見込みにも着目し計画を盛り込んではいかがか。
64	5章	就労移行支援の実績が、R1年度はH30年度より少ない理由は、事業所数減少などでしょうか。
65	5章	(3) 居住系サービス→この点も具体的な生活の自立援助として重要で、今後の3年間特に組むべきと考えます。`見込量、は現実を想定した数字なのだろうと理解している。
66	5章	サービスの実績および見込量の表で地域移行支援の単位は、人/月⇒人/年ではないのか？また、見込量はP49の都の基盤整備量の見込みから算出されたものなのか？「人」となっている為わからなかったが、現状区内で精神の地域移行を実績として行っているのが一か所となっている。地域移行を行える事業所の誘致も行っていくと理解してよいのか。

No	章	ご意見
67	5章	a.サービスの実績および見込量⇒表に記載された見込量と増設された事業所数との相関性について詳しく知りたい。特に事業所数というよりは、相談支援専門員が何名増え、現状品川区内では何名活動しているのか、またひとりの活動量をどう算定されているのか根拠を知りたい。
68	5章	(2) 相談支援①a実績および見込量⇒表に記載された見込量の大幅増量について上記同様に算定根拠が知りたい。
69	5章	障害者救急代理通報システムについて。聴覚障害者は電話することができません。病院や警察など、生命や財産に関わる緊急時、特に休日や夜間は手話通訳派遣を依頼することができません。休日や夜間においても対応できる手話派遣又は遠隔手話通訳サービスを構築してください。
70	5章	任意事業の「日中一時支援事業」ですが、品川区では現在18歳未満の方のみ利用できているが、18歳以上の方も利用ニーズは高いことを認識頂き、受けられる事業所への支援を願いたい。
71	5章	(2) 任意事業は、とても良いことと思います。
72	6章	⑩障害理解、権利擁護について→この調査結果で差別を感じるかの問いの答えが、平成25年度実施の結果より、今回の結果のほうが改善が見られることがよくわかりました。
73	その他	聴覚障害者の高齢者介護施設について、「老人ホームやデイサービスは聴者ばかりで、スタッフも手話が通じない。だから一人で家にいようと思う」と、地域から孤立する高齢の聴覚障害者がいます。さらに、コロナ禍の中にあっては、不要不急の外出を控え、一人で孤立する高齢の聴覚障害者が心配です。そのため、①聴覚障害者グループホームや特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターを開設してください。(参考：足立区『デフケアクローバー』『ハピネス足立』等) ②聴覚障害者がコミュニケーションに不安を感じることなく、安心して入所・通所できるように施設の対応を働きかけてください。
74	その他	聴覚障害者に対する相談事業の拡充について。コロナ禍の中にあって「もしかしたらコロナに感染したかもしれない」とか「定学給付金の申請手続きはどうすればいいのだろう」など、電話ができない聴覚障害者は相談できる場所がありません。大田区の『サポートピア』では、手話で相談できるスタッフが常駐しています。横浜市では、横浜ラポール聴覚障害者情報提供施設で、無料通話アプリLINEを使ったビデオ通話等を使って、聴覚障害者が手話で直接生活相談できる相談事業を行っています。聴覚障害者が手話で直接生活相談できる相談事業を確立してください。